

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社に作業員として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、道路側溝改修工事の現場において掘削完了後、昼食のため基礎コンクリートの型枠及び補強鉄筋作業を中断しようとしたとき、右岸側既設擁壁が滑落、一部転倒し避難途中であった請求人の左足が掘削面との間に挟まれ負傷した。

請求人は、同日、B病院に搬送され、「左大腿動脈損傷、左大腿挫滅創、左大腿骨転子部開放骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断され、「左大腿切断術」が施行された。

その後、請求人は、Cに転医し、加療した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆした。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第4級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第4級を超える障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する障害は請求人の自訴及び診断書から、左下肢の欠損障害及び神経症状であるので、以下、検討する。

(1) 左下肢の欠損障害について、請求人の左下肢は、大腿骨の骨頭から約10cmを残して切断されている。したがって、障害等級認定基準「股関節とひざ関節との間において離断したもの」に該当することから、左下肢の欠損障害は「1下肢をひざ関節以上で失ったもの」障害等級第4級の5に該当する。

(2) また、請求人は神経症状として、幻肢痛及び骨盤内（臀部）の圧迫痛を自訴している。請求人のMR I検査を行ったD病院E医師は、大腿MR I検査報告書で「左坐骨神経の断端神経腫形成に伴う痛みを疑います。」と述べており、当審査会でMR I画像を読影したところ、同医師と同様の所見と確認した。また、F医師は意見書で、要旨、大腿切断後の合併症として断端神経腫を認めることがあり、今回の画像所見は大腿部切断後に普通に見られることであると述べていることから、請求人の臀部圧迫痛及び幻肢痛として、「局部にがんこな神経症状を残すもの」障害等級第12級の12に相当する神経症状との判断は、妥当な意見と認められる。

(3) 以上を総合すると、請求人には下肢の欠損障害として障害等級第4級、神経症状として障害等級第12級の障害が認められるが、神経症状は欠損障害に通常派生する関係にあるため、請求人の障害等級は上位等級である障害等級第4級とする監督署長の判断は妥当であると判断する。

(4) なお、請求人提出のG整形外科リウマチ科H医師作成の診断書には、「左大腿切断術後、筋筋膜性疼痛症候群、腰痛症」と診断されているが、本診断名による疼痛については本件傷病との直接的な関連は認められないと判断されるところから、採用できない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対しても障害等級第4級に応する障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。